



平成21年6月8日

各 位

会 社 名 パシフィックシステム株式会社  
代表者名 代表取締役社長 増古 恒夫  
(JASDAQ・コード番号・3847)  
問合せ先 常務取締役総合企画部長 小澤 文男  
(TEL. 03-5847-4700)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月25日開催の取締役会において、平成21年6月19日開催予定の第9回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第7条の株券を発行する旨の規定、第8条の単元未満株券不発行に関する規定、第9条、第10条、第11条第1項の実質株主に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。
- (2) 平成22年1月6日をもって失効する現行定款第12条第3項の株券喪失登録簿に係る規定を附則に移設し、現附則を削除するものであります。
- (3) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。
- (4) なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日を効力発生日として廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月19日(金)
定款変更の効力発生日	平成21年6月19日(金)

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第7条 (株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	(削除)
<p><u>第8条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 当社の単元株式数は100株とする。</p>	第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は100株とする。
<p><u>2. 当社は、単元株式数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	(削除)
<p><u>第9条 (単元未満株式についての権利)</u> 当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割り当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>	第8条 (単元未満株式についての権利) 当社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割り当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p><u>第10条 (単元未満株式の売渡請求)</u> 当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</p>	第9条 (単元未満株式の売渡請求) 当社の単元未満株式を有する株主は株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。
<p><u>第11条 (基準日)</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	第10条 (基準日) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 <p>2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p><u>第12条 (株主名簿管理人)</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>	第11条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

<p>3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第13条～第52条(条文記載省略)</p> <p><u>附則 第6条の規定は、当社がジャスダック証券取引所に上場した日から効力を生じる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第12条～第51条(現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>附則</u> <u>第1条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>前条および本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</u></p>
--	--